

社会保険事務所からのお知らせ

「年金時効特例法」が公布・施行されました。

【法律の概要】

今までは、年金記録が訂正され、年金額が増額された場合、時効消滅により直近の5年間に限ってお支払いしていましたが、今後は、受け取ることができなかつた分も全期間さかのぼってお支払いします。

【対象となる方】

①年金記録の訂正により年金額が増えたが、従来、過去の増額分は、時効消滅により直近の5年間に限って支払いを受けていた方

②年金記録の訂正により年金の受給資格が確認され、新たに年金をお支払いすることになったが、従来、時効消滅により直近の5年間に限って支払いを受けていた方

③今後、年金記録が訂正される方

④前項の①②③に該当する方の遺族

【必要な手続き】

■今後、年金記録が訂正される方
II 記録訂正の手続き以外に特別な届け出は、必要ありません。

■既に年金受給後に記録が訂正されている受給者の方
II 平成

改正項目	改正後	改正前
雇用保険基本手当の受給資格要件が一本化されます。	離職の日以前 2年間に11日以上 ある月が 12カ月 必要 *ただし、倒産・解雇などにより離職した方は、離職の日以前1年間に11日以上ある月が6カ月必要	●一般被保険者＝離職の日以前1年間に14日以上ある月が6カ月必要 ●短時間労働被保険者＝離職の日以前2年間に11日以上ある月が12カ月必要
特例一時金の給付水準が変わります。	基本手当日額の 30日 相当分 *ただし、当分の間は、40日相当分が支給されます。	基本手当日額の50日相当分

19年9月以降、必要書類を順次発送します。
*急ぎで手続きを希望する場合には、問合先にご連絡ください。
*社会保険庁ホームページでも制度内容を案内しています。
http://www.sia.go.jp/
問合先 II 川内社会保険事務所 0996(22)5276
雇用保険法が変わります
10月1日(月)以降に、離職した方が対象になります。

保健センターで実施する保健事業

地域	月日	時間	内容
川内	9/4(火)	9:00~9:20	母子健康手帳交付
		10:00~11:30	健康相談(成人・母子)
	9/11(火)	9:00~9:20	母子健康手帳交付
		10:00~11:30	健康相談(成人・母子)
樋脇	9/5(水)	10:00~12:00	健康相談(総合)
	9/10(月)	13:30~15:00	健康相談(脳)
入来	9/3(月)	13:00~16:00	母子健康手帳交付・健康相談(母子)
東郷	9/3(月)	10:00~11:30	母子健康手帳交付
祁答院	9/4(火)	10:00~11:30	母子健康手帳交付・健康相談(母子・総合)
上甕	9/4(火)	9:30~10:30	健康相談(成人)
	9/13(木)	9:30~11:30	健康相談(母子・育児)

出張健康相談

地域	月日	時間	場所
川内	9/10(月)	14:00~15:00	町公民館(西方)
	9/12(水)	9:30~11:00	赤沢津公民館
	9/19(水)	9:30~11:00	下手公民館
上甕	9/4(火)	9:30~10:30	中野地区集会所
	9/4(火)	13:30~14:00	桑之浦住民センター
	9/11(火)	9:30~10:30	上甕生活館
	9/11(火)	13:30~14:00	江石地区集会所

*近く実施予定の地域のみ掲載してあります。

＝問合先＝

- 本庁市民健康課健康指導G(すこやかふれあいプラザ内) ☎0996(22)8811
- 樋脇支所市民福祉課健康福祉G ☎0996(38)2211
- 入来支所市民福祉課健康福祉G ☎0996(44)3111
- 東郷支所市民福祉課健康福祉G ☎0996(42)0121
- 祁答院支所市民福祉課健康福祉G ☎0996(55)1111
- 里支所市民福祉課健康福祉G ☎09969(3)2311
- 上甕支所市民福祉課健康福祉G ☎09969(2)0001
- 下甕支所市民福祉課健康福祉G ☎09969(7)0380
- 鹿島支所市民福祉課市民福祉G ☎09969(4)2211

- 問合先 II 鹿児島労働局職業安定部 ☎099(219)8711
- ▼ハローワーク川内 ☎0996(22)8609
- とき II 9月23日(日) 11時50分から
- *受付は11時20分から
- ところ II 下甕公民館
- 内容 II 更新講習・失効講習
- 対象 II 有効期限が1年以内になる免状をお持ちの方
- 受講料 II 更新講習料 II 9000円
- 失効講習料 II 1万5000円

*写真代、送料を含みます。
*写真は当日会場で撮影します。
●必要書類 II 更新または失効の海技免状、本籍記載の住民票の写し
●問合先 II 入枝海事事務所 ☎099(281)7753
ひとりで悩んでいませんか
多重債務問題は人には相談しにくいものですが、適切な対応をとれば必ず解決します。お気軽にご相談ください。
●問合先 II 本庁市民政策課総合相談G(内線2571・2572)



税の納期(9月分)

- 固定資産税(3期)
<納期限>10月1日(月)



市民の動き



平成19年8月1日現在(前月比)

- 人口 102,682人(-52人)
- 男 48,699人(-25人)
- 女 53,983人(-27人)
- 世帯数 45,233世帯(+3世帯)